

議第七十一号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、令和四年四月一日から適用する。

提 案 説 明

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。